

大型小売店舗出店に係る届出について

1 対象店舗及び届出を要する場合

大型小売店舗とは、一つの建物〔注〕で、その建物内の店舗面積の合計が 800 m²を超えるものを言います。

飯田市内で大型小売店舗に係る次のような行為を行う場合は市への届出が必要であり、市は出店地域の生活環境の保全・安全快適なまちづくりの観点からの調整を行います。

- ① 大型小売店舗の新設（床面積の変更や建物の用途変更により大型小売店舗となる場合を含む。）
- ② 大型小売店舗内で新たに店舗面積 800 m²を超えて小売業を行おうとする場合
- ③ 大型小売店舗の店舗面積増床等の変更で、必要な場合

〔注〕「一つの建物」には『大規模小売店舗立地法施行令』第 1 条に規定する建物を含みます。
「大規模小売店舗立地法に係る届出」の頁を参照のこと。

2 届出人

大型小売店舗の新設・変更の届出人は、その建物の設置者及び小売業者（ただし店舗面積 800 m²を超える場合）です。

3 届出の事前協議

新設又は変更の届出を予定している場合は、届出の 2 か月前を目途に、市へ事前協議を行ってください。

4 新設の届出・増床変更の届出

大型小売店舗の新設又は大型小売店舗内で新たに店舗面積 800 m²を超えて小売業を行おうとする場合は『出店計画届出書』、大型小売店舗の店舗面積の増床変更の場合は『増床変更届出書』、その他の変更の場合は『変更届出書』に、それぞれ必要な書類を添付して商業観光課商業流通係に提出してください。

※提出期限 『出店計画届出書』 開店予定日の 8 か月前まで

『増床変更届出書』 変更日の 8 か月前まで

『変更届出書』 変更後遅滞なく

※提出部数 8 部

5 地元説明会

大型小売店舗の新設及び増床変更については、近接住民に周知するための説明会等を行っていただく必要があります。

6 届出様式等

届出書様式他詳細については商業観光課商業流通係にお問い合わせください。

また、市ホームページ「飯田市例規集」中の『飯田市大型小売店舗出店に伴う地域環境保全等のための事前協議手続の指導に関する要綱』でも様式等を確認いただけます。

問い合わせ先

商業観光課 商業流通係 電話 22-4511 内線 4652